

## 平成 28 年 4 月 1 日学校保健安全法施行規則の一部改正に係る Q & A

平成 28 年 3 月 1 日版

### <保健調査票>

Q 1 保健調査票を作成しなくてもよいか。

A 事前に児童生徒の健康状態を把握し、健康診断がよりの確に行われるとともに、診断の際の参考になることから、保健調査票は必ず作成してください。

Q 2 保健調査票の調査項目と参考様式を示してほしい。

A スポーツ健康課のホームページに参考例を掲載しています。

Q 3 保健調査票と保健カードを一体化したものを作成してもよいか。

A 可能と考えます。

Q 4 血液型の項目は削除してもかまわないか。

A 各市町村及び学校で対応してかまいません。

Q 5 予防接種歴について、BCGのみとし、ほかは必要ないのではないかと？

A 各市町村及び学校で精選していただいてもかまいません。  
ただし、麻しん、風しんの罹患者が確認された場合、保健所に対して、罹患者以外の児童生徒についての予防接種歴の報告が必要となるため、保健調査票で把握しておくことが望ましいと考えます。

### <健康診断票>

Q 6 健康診断票の参考様式を示してほしい。

A スポーツ健康課のホームページに参考例を掲載しています。

Q 7 健康診断票への記入について、具体的な例があると助かる。

A 別紙記入例を参考にしてください。

### <四肢の状態>

Q 8 「四肢の状態」についての検診が導入されることになった背景を教えてください。

A 従前は、「脊柱及び胸郭の検査の際には、合わせて骨、関節の異常及び四肢の状態にも注意すること」となっていました。具体的な基準が不明確であり、側わん症以外の検診がなされていない実状がありました。  
近年、運動不足や過剰な運動により、運動器に関する様々な課題が増加しているとの指摘を受け、今回の一部改正に取り入れられたものです。

Q9 「四肢の状態」の検診方法について学校医と相談をする際に、具体的な内容が書かれた資料があると助かる。

A ガイドライン、マニュアル、技術的基準の補足的事項の関係部分により打ち合わせを行ってください。

Q10 保健調査票を用いた「四肢の状態」の事前調査は、必ず保護者が行うのか。

A 保護者に観察していただくことが基本ですが、保護者の御協力がいただけない場合は、保護者の了承を得た上で学校の職員が行うことも可能と考えます。

Q11 「四肢の状態」の事前調査をする際、支援学校では、この姿勢をとるための指示が通らない子等がいる。そのような場合はどうしたらよいか。

A 事前調査の段階では可能な範囲で実施し、学校生活における日常的な動作等の中で気になる点等も合わせて事前に情報を整理し、健康診断時、学校医に情報を提供してください。

Q12 「四肢の状態」について、健康診断統計等の報告形態はどうなるのか。

A 現時点では分かりませんので、数だけではなく疾病名も把握しておいてください。

Q13 「四肢の状態」について、健康診断票への具体的な記入例を教えて欲しい。

A 専門医の診断後に、疾病名等を記入してください。(例：マニュアルP73～74)

Q14 「四肢の状態」について、健康診断の結果通知例を示して欲しい。

A スポーツ健康課のホームページに掲載しますので、参考にしてください。

Q15 「四肢の状態」の健康診断票への記入は、専門医受診の結果となっているが、専門医を受診しなかった場合、記入はどうするのか。

A 保護者に理解を促し、受診を勧めて欲しいが、それでも受診されなかった場合は、健康診断票の「脊柱・胸郭・四肢」の欄は空欄とし、備考の欄に内科検診の結果を鉛筆で記入してください。  
受診した時点で、「脊柱・胸郭・四肢」の欄に専門医の受診結果を記載してください。

Q16 「四肢の状態」について、学校医による健康診断で、「学業を行うのに支障があるような疾病・異常が疑われる場合には、専門医で検査を受けるよう勧める」とあるが、柔道整復士や整骨院等でもいいのか。

A 専門医とは、整形外科の医師（医療機関）であり、柔道整復士や整骨院等は該当しません。

## <学校医>

Q17 内科検診の項目が増えたが、帯同看護師の手当は増えるのか。

A 帯同看護師の手当や人員数については、現行どおりです。

Q18 学校医用の具体的なマニュアルがほしい。

A 健康診断マニュアルを参考にしてください。

Q19 学校医への健康診断マニュアル配布はあるのか。

A 学校医に健康診断マニュアルを配布する予定はありません。購入したいいただくか、日本学校保健会ホームページからダウンロードして、活用願います。

<http://www.gakkohoken.jp/modules/books/index.php?fct=photo&p=187>

Q20 学校医すべてに文書を通知してほしい。

A 宮城県医師会の御協力をいただき、医師会員への通知済みです。また、郡市理事会や医師会主催研修会でも協力依頼しておりますので、今後は各学校において学校医との打合せをお願いします。

## <色覚検査>

Q21 学校での色覚検査の実施率はどれくらいなのか。

A 県内における実施率については把握していませんが、全国的には増加傾向にあると伺っております。

Q22 「色覚異常の疑い」となった場合、健康診断票への記入はどうするのか。

A 色覚検査は健康診断の必須項目としてではなく、健康相談として実施するものであり、健康診断票への記入は必要ありません。ただし、保護者が記入を希望した場合は、専門医の診断後に「目の疾病及び異常」欄に必要事項を記入してください。

Q23 色覚について、保健調査票で「色まちがいをすることがある」にチェックがあった場合は、色覚の検査の希望調査文書（マニュアルP59）を配布するという認識でよいか。

A 児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、色覚の検査について積極的に保護者に周知することが必要です。保健日より、入学説明会や保護者会等での周知でも結構です。特に、保健調査票にチェックのあった児童生徒の保護者には色覚検査について周知し、希望者には保護者の同意を得たうえで、色覚の検査を行ってください。

Q24 色覚検査について、小学校1年生から通知するよう記載されているが、高学年からの検査が現実的である。学校医と連携をとり、検査体制を整えておくという認識で良いか。

A 眼科医との連絡協議会において、色覚検査は小学校4年生頃からが妥当であろうというアドバイスをいただいています。実際の検査については、学校医（眼科）と相談して行ってください。色覚に関することや、色覚検査を学校でできる体制があるということについては、小学校1年生のうちからすべての保護者に周知してください。

## <成長曲線>

Q25 成長曲線の活用について、家庭への通知は確認の必要な児童生徒のみの配布でよいか。

A 健康診断の事後措置として、疾病・異常が認められず、健康と認められる児童生徒についても、健康診断結果を通知し、健康の保持増進に役立てる必要があることから、成長曲線もすべての児童生徒に通知することが望ましいと考えます。

Q26 成長曲線の通知について、健康カードには、児童生徒自身に描かせてもよいか。

A 児童生徒に自分の成長曲線を描かせることで、自分の体に興味関心を持ち、発育について認識できるため、可能であると考えます。ただし、発育の評価を行う際には、児童生徒の正しい年齢計算による成長曲線を描く必要があるため、「子供の健康管理プログラム」等によるパソコンの活用が望ましいと考えます。

Q27 成長曲線のデータを小学校から中学校に申し送るということだが、来年度のデータだけでは成長曲線は描けず点だけになってしまうが、それでいいのか。過去のデータすべてを入力して送るのか。

A 過去のデータを入力して成長曲線を描くのが理想ではあるが、児童生徒数の多い学校等では過去のデータの入力、かなりの負担になるので、来年度からデータを積み重ねてください。よって、来年度のデータについては、6年生分を中学校に送るという認識で結構です。

Q28 外国人が在籍しているが、外国人の成長曲線は、どのようにしたらよいか。

A 日本人の成長曲線で描いていただいて結構です。CD-ROM「子供の健康管理プログラム」に入力することで、異常の判断が可能です。

## <その他>

Q29 不要になった座高計の処分については、各学校での対応となるのか。

A 各学校で対応願います。

Q30 スポーツテストで座高を記入する欄があるが、来年度はどうなるのか。

A 座高記入の必要はありません。

Q31 質疑応答という形式での説明会を行わないのか。

A 1月に質疑応答を取り入れた説明会を実施しました。

Q32 1月の説明会は、誰が対象になるのか？

A 各市町村教育委員会関係者、養護教諭等を対象に行いました。それ以外に、管理職に対しての説明、医師会での説明を実施し、協力について依頼しています。